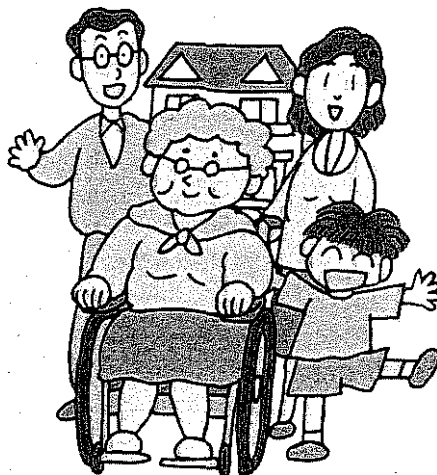


令和 3年 4 月
[第 10 版]

後見(保佐, 補助)開始の 申立ての手引



手続を希望される方は、この手引を参考にして
家庭裁判所に申立てをしてください。

横浜家庭裁判所

目 次

はじめに

成年後見制度とはどのような制度か

成年後見制度とは	3
法定後見（後見，保佐，補助）のしくみ	4

手続はどのように進むか

手続の流れ図	7
--------------	---

家庭裁判所への申立てはどのように行うか

申立てをする裁判所	8
申立てができる人	9
申立てに必要な書類や費用	10
申立ての取下げについて 重 要	16

申立てをした後の手続の流れ

申立人，後見人等候補者の調査など	17
本人の調査など	17
親族への ^{いこうしょうかい} 意向照会	17
^{せいしんかんてい} 精神鑑定	17
後見（保佐，補助）開始の審理・審判	18
後見（保佐，補助）開始の ^{しんぱんかくてい} 審判確定と ^{とうき} 登記	19

成年後見人（保佐人，補助人）になったら何をすればよいか

仕事の始まり（就任後の財産目録・後見事務計画書の作成）	20
成年後見人（保佐人，補助人）の主な仕事	21
財産管理を行う上で	22
事前に家庭裁判所の許可が必要な事務	23
成年後見人等の費用と ^{ほうしゅう} 報酬	23

後見（保佐，補助）監督とは

後見（保佐，補助）監督とは	24
---------------------	----

後見人（保佐人，補助人）の仕事が終わるとき

本人が死亡したとき	25
後見人等の ^{じにん} 辞任	25

はじめに

この^{てびき}手引は、横浜家庭裁判所に^{こうけんかいし}後見開始、^{ほさかいし}保佐開始、^{ほじょかいし}補助開始の申立てを考えている方を対象に、各制度の内容、申立てに必要な書類、申立て後の手続の流れ、^{せいねんこうけんじん}成年後見人（^{ほさにん}保佐人、^{ほじょじん}補助人）の役割などについて、説明したものです。

まずはじめに、^{せいねんこうけんせいど}成年後見制度のイメージをつかんでいただくため、成年後見制度を利用したケースを2つご紹介します。

A子さんのケース

A子さんは、先年、結婚以来40年連れ添った夫を亡くしました。A子さん夫婦には子どもが2人いるので、Aさんと子どもたちとの間で遺産分割をする必要があります。ところが、Aさんは認知症が進み、自分できちんと判断して相続の話し合いをすることができません。

そこで、2人の子どものうち二男が申立てを準備し、診断書によるとA子さんは保佐程度とのことだったので、保佐の申立てをすることになりました。申立て後、鑑定及び必要な調査を経て、A子さんについて保佐が開始され、弁護士を保佐人に選任し、遺産分割についての代理権も付与して、遺産分割も含む保佐人としての業務に当たってもらうことにしました。

B男さんのケース

B男さんは78歳です。2年位前から物忘れが目立つようになりました。同居している長女が心配し、病院で診察してもらったところ、認知症であることがわかりました。

B男さんは、半年前に自宅で転んで足の骨を折ってしまい、病院で手術を受けた後、介護老人保健施設に入所しています。長女は、病院や施設の費用を自分の預貯金から払ってきましたが、この先のB男さんの生活や介護を考えると、相当お金がかかるかもしれず、不安になりました。B男さんが受け取っている年金やこれまで蓄えてきた預貯金を、B男さんの生活や介護にあてたいのですが、認知症が進んでしまったB男さんには、その判断や手続きができません。

長女がB男さんの預金口座がある銀行に相談したところ、成年後見制度の利用をすすめられました。長女は、家庭裁判所に行って申立ての方法を聞き、必要な書類を準備して、後見開始の申立てをしました。

その後、裁判所での面接の際、B男さんが有している預貯金や株式の管理をどのようにするかを検討した結果、株式を売却して、後見制度支援信託を利用する方向に進めることとなりました。そこで、後見を開始する審判と同時に法律の専門家が専門職後見人として選任され、後見制度支援信託が利用できるかの調査、信託契約の内容検討、契約締結までが行われた後、専門職後見人は辞任し、長女が後見人として選任されました。

B男さんには年金収入がありますが、施設費用や病院の費用をまかなうには少し足りない状況だったので、信託契約で、信託財産から定期的に一定額が普通預金に振り込まれるようにしておきました。

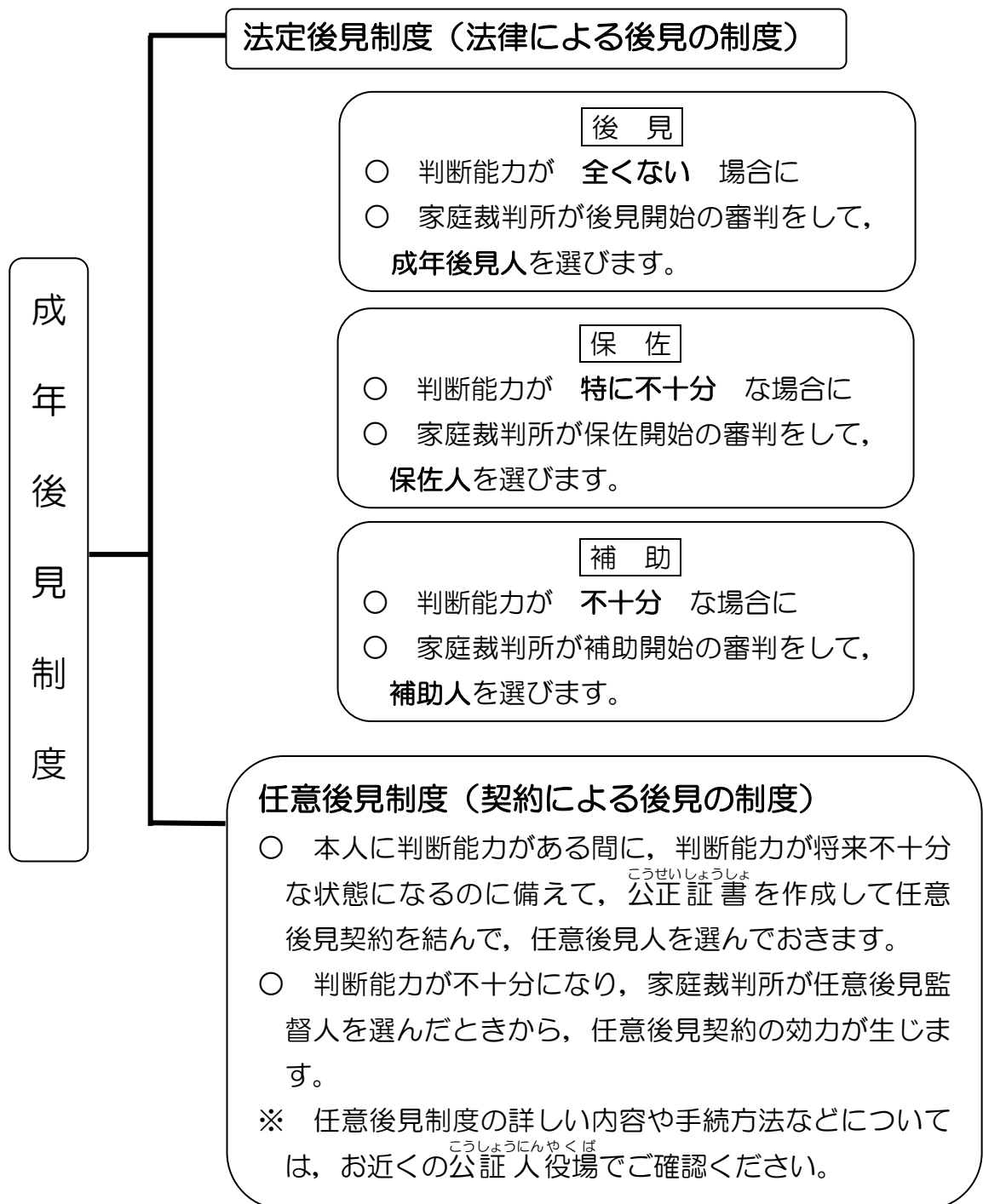
長女はB男さんに面会して様子も見守り、また、B男さんの収支を管理しています。

成年後見制度とはどのような制度か

成年後見制度とは

精神上の障害により判断能力がない方や不十分な方（認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法的に守り支える制度です。

成年後見制度には、^{ほうていこうけんせいど}法定後見制度と^{にんいこうけんせいど}任意後見制度の2種類があり、また、法定後見制度には、後見、保佐、補助の3つの類型があります。



法定後見（後見，保佐，補助）のしくみ

どのようなときに必要か？

たとえば、預金の解約，福祉サービスを受ける契約，^{いざんぶんかつきょうぎ}遺産分割協議（※注1），不動産の売買などの行為や手続をするときに，本人に判断の能力が全くなければそのようなことはできませんし，^{はんだんのうりよく}判断能力が不十分な場合にこれを本人だけで行くと，本人にとって不利益になるおそれがあります。

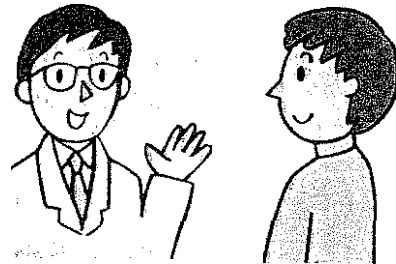
そのため，本人の判断能力をおぎない，法的に援助する人を選んでおく必要があります。

（※注1）遺産分割協議…亡くなった人の財産を相続するときに，ほかの相続人と財産の分け方について話し合うことです。

利用するにはどのような手続が必要か？

本人や関係者が家庭裁判所に，後見（保佐，補助）開始の審判（※注2）を求める申立てをしてください。後見開始，保佐開始，補助開始のいずれを求めるかは，医師の診断書（※注3）を参考にして決めてください。

家庭裁判所は，必要な調査や鑑定を行った後，後見（保佐，補助）を開始する審判をし，あわせて，本人を法的に援助する人（後見人，保佐人，補助人）を選任します。



（※注2）審判……家庭裁判所が出す判断，決定。その内容が記された書面を「審判書」といいます。

（※注3）診断書…この封筒の中に成年後見制度用の診断書と鑑定についての照会書が入っています。



審判の結果（本人の住所氏名や後見人等の氏名など）は、とうきょうほうむきよく東京法務局に登録こうけんとうきされます（これを後見登記といいます。）。後見人等は、後見人等に登録とうきじこうしょうめいしょされていることの証明書（登記事項証明書）を東京法務局、又は各県の地方法務局の本局で発行してもらうことができます（有料）。

成年後見人（保佐人，補助人）はどのように本人を援助するのか？

成年後見人（保佐人，補助人）は、次のように代理権，取消権などを用いて本人を援助します。

後見人

本人は、日用品の購入などを除いて、自分で法律行為を行うことができなくなり、本人がした法律行為を成年後見人は取り消すことができます（取消権）。

成年後見人は、幅広い代理権を持ち、本人に代わって契約を結んだり、本人の日常生活が円滑に営まれるよう配慮して財産を管理します。

保佐人

保佐人は、本人が一定の重要な行為（金銭の貸借，不動産などの売買，自宅の増改築など）を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限（同意権）を有します。本人が保佐人の同意を得ずに法律行為をした場合に、それを取り消せます（取消権）。

また、家庭裁判所で認められれば、特定のことがらについて代理権を持ち、本人に代わって契約を結んだりすることもできます。

補助人

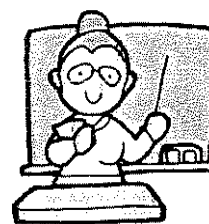
補助人は、本人が望む特定のことがらについてのみ、同意権（取消権）か代理権（両方与えられることもあります。）を与えられ、それによって本人を援助します。

代理権：本人に代わって、本人のために取引や契約等を行う権限

同意権：本人が重要な財産行為に関する行為等を行う際に保佐人等がその内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に了承する権限

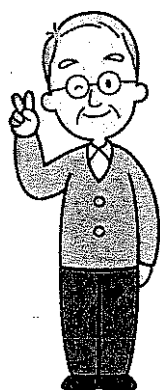
取消権：本人が後見人等の同意を得ないで重要な財産に関する法律行為等を行った場合、後見人等がその行為を無効なものとして、現状に戻す権限

後見、保佐、補助を開始する審判手続の違いや、成年後見人、保佐人、補助人に与えられる権限の違いをまとめると、次の表のとおりになります。



後見、保佐、補助制度の概要

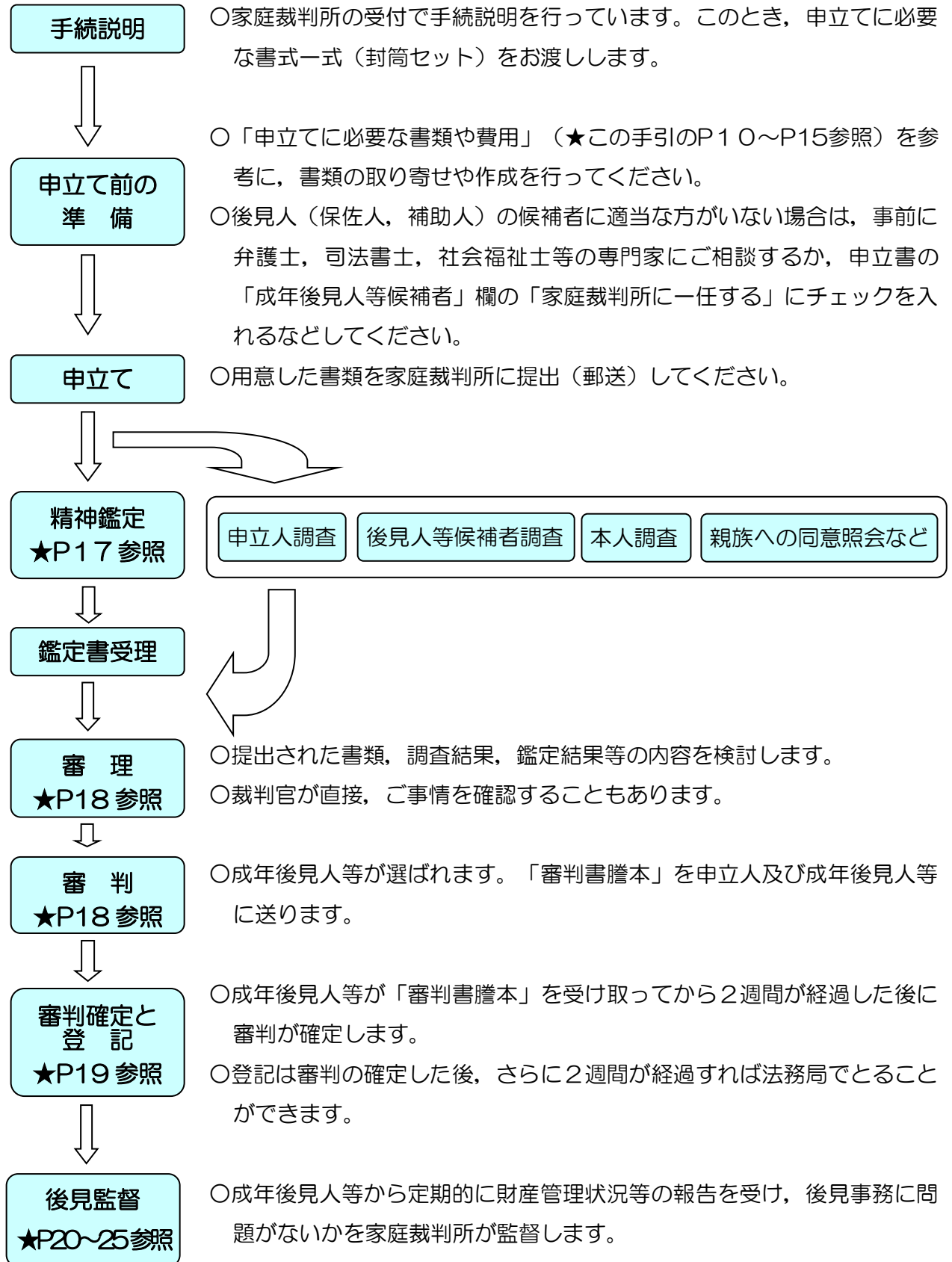
	後 見	保 佐	補 助
対象となる方（本人）	判断能力が全くない方	判断能力が特に不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てができる人	本人、配偶者、親や子、孫など直系の親族をはじめ、兄弟姉妹、おじ、おば、甥、姪、いとこ、配偶者の親・子・兄弟姉妹等		
申立てについての本人の同意	不要	不要	必要
医師による精神鑑定	原則として必要	原則として必要	原則として不要
成年後見人等が同意し又は取り消すことができる行為	日常の買い物などの生活に関する行為以外の行為	重要な財産関係の権利を得喪する行為等（民法第13条1項記載の行為） ※同意権の範囲を拡張することもできます。	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（民法第13条1項記載の行為の一部に限る。本人の同意が必要）
成年後見人等に与えられる代理権	財産に関する全ての法律行為	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要）	申立ての範囲内で裁判所が定める行為（本人の同意が必要）



本人の判断能力の程度が後見、保佐、補助の3種類のどれに該当するかわかりづらい場合は、申立ての段階では、診断書の内容に対応する類型の申立てをしていただければ結構です。申立て後に行われる鑑定等の結果によって、申立て時とは異なる種類の審判がなされることもあります。その場合、申立人には「申立ての趣旨変更」という手続（簡便な手続です。）をとっていただくことになります。

手続はどのように進むか

手続の流れ図（★マークがあるところは各ページに詳しい説明があります）



家庭裁判所への申立てはどのように行うか



原則として、本人の住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所に申し立ててください。管轄する裁判所は次の表を参考にしてください。

横浜家庭裁判所本庁及び各支部

裁判所名	所在地, 電話番号	管轄区域
横浜家庭裁判所	〒231-8585 横浜市中区寿町1-2 ◎JR根岸線「石川町駅」下車, 徒歩5分。JR根岸線または地下鉄「関内駅」下車, 徒歩10分 045(345)8001	横浜市全区, 鎌倉市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 大和市, 海老名市, 綾瀬市, 高座郡
横浜家庭裁判所 川崎支部	〒210-8537 川崎市川崎区富士見1-1-3 ◎JR「川崎駅」・京急「川崎駅」下車, 徒歩15分（バスもあります。「教育文化会館前」下車） 044(222)1671	川崎市全区
横浜家庭裁判所 相模原支部	〒252-0236 相模原市中央区富士見6-10-1 ◎JR横浜線「相模原駅」下車 南口2番バス乗り場(神奈中バス)乗車時間10分「ウェルネスさがみはら前」下車 042(716)0181	相模原市全区, 座間市
横浜家庭裁判所 横須賀支部	〒238-8513 横須賀市新港町1-9 ◎京急「横須賀中央駅」下車, 徒歩8分 046(812)4304	横須賀市, 逗子市, 三浦市, 三浦郡
横浜家庭裁判所 小田原支部	〒250-0012 小田原市本町1-7-9 ◎JR等「小田原駅」下車, 徒歩15分 0465(22)6946	小田原市, 秦野市, 南足柄市, 平塚市, 厚木市, 伊勢原市, 足柄上郡, 足柄下郡, 愛甲郡, 中郡

申立てができる人

申立てができる人は、本人、配偶者^{はいぐうしや}、四親等内の親族^{よんしんとうない}（※注4）、市区町村長です。その他、本人が被保佐人である場合等に保佐人等が被保佐人等の後見開始の申立てをすることもできます。

（※注4）四親等内の親族…子・孫・曾孫・子の配偶者・孫の配偶者・曾孫の配偶者・曾孫の子・親・祖父母・祖父母の兄弟姉妹・曾祖父母・曾祖父母の父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者・おじおば・おじおばの配偶者・甥姪・甥姪の子・甥姪の配偶者・いとこ・配偶者の親・配偶者の祖父母・配偶者の曾祖父母・配偶者の子・配偶者の孫・配偶者の曾孫・配偶者の兄弟姉妹・配偶者の甥姪・配偶者のおじおば

※ 法律に詳しくないために自分ひとりで申立てや手続を進めていくことに不安を感じる方は、弁護士や司法書士に相談することをお勧めします。



※ 本人が高齢者の場合は、各自治体でも「地域包括支援センター」で成年後見の申立てをサポートしています。最寄りの地域包括支援センターの所在等は、お住まいの自治体へおたずねください。

※ 次のページから、申立てに必要な書類についてご説明します。これらのうち、戸籍、住民票は、3か月以内に発行されたものが必要になります。他の添付資料を収集するのに時間がかかり、3か月を徒過することのないよう、ご注意ください。

申立てに必要な書類や費用

申立ての際に必要な書類や費用は、一覧表の形で封筒中の「申立準備チェックシート」に記されています。「申立準備チェックシート」のチェック欄を利用して、必要なものがそろったかどうかを確認してください。

書類のそろえ方や記入方法について、以下に説明します。

1 申立書

○ 封筒の中に後見、保佐、補助開始用の「申立書用紙」及び「申立書の記入例」が入っていますので、医師の診断書の「判断能力についての意見」を参考にして、後見、保佐、補助の中から一つを選んで作成してください（保佐開始、補助開始申立ての際に、申立書に別紙として添付できる「代理行為目録」及び「同意行為目録」も入っています。※後見の場合は「代理」、「同意」目録は必要ありません。）。

2 申立事情説明書、後見人等候補者事情説明書

○ 申立事情説明書は、申立人が記入してください。後見人等候補者事情説明書は候補者が記入してください。

3 市区町村役場から取り寄せる書類（注意：マイナンバーの記載のないもの、3か月以内に発行された書類を提出してください。）

必要書類	請求先
本人の戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）1通	本人の本籍地の市区町村役場
本人の住民票1通 ※本人の戸籍附票でも可	本人の住民登録地の市区町村役場 ※戸籍附票の場合は、本人の本籍地の市区町村役場
後見人等候補者の住民票1通 ※候補者の戸籍附票でも可	候補者の住民登録地の市区町村役場 ※戸籍附票の場合は、候補者の本籍地の市区町村役場

※ 申立人と本人が四親等内にあることが証明される戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）なども必要な場合があります。

※ 申立て後に住所や戸籍等に変更があった場合は、家庭裁判所に速やかに連絡してください。

※ 本人と候補者の方が同一戸籍等に載っている場合は、1通で結構です。

4 登記されていないことの証明書（本人の分1通）

（3か月以内に発行された書類を提出してください。）

- 法務局に申請し、「登記されていないことの証明書」の交付を受けてください。
- 神奈川県内では、横浜地方法務局戸籍課の1箇所のみが事務を行っています。
窓口申請のみ取り扱っており、郵送では取り扱っていません。

横浜地方法務局戸籍課の所在地等

所在地 横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎7階
電話 045-641-7976（直通）
交通 みなとみらい線「馬車道」駅4番出口より徒歩1分
受付時間 午前8時30分から午後5時15分

- 郵送申請は、東京法務局民事行政部後見登録課（所在地等は「登記されていないことの証明申請書」に記されています。）が取り扱っています。
- 本人の配偶者・四親等内の親族が本人の「登記されていないことの証明書」を申請するときは、^{こせきとうしょうほん}戸籍謄抄本（戸籍の全部事項証明書）など親族関係を証明する書面が必要です。（これらの戸籍謄抄本は、原本とコピーの双方を提出すれば、原本を返してもらえます。）
- 「登記されていないことの証明申請書」の「証明事項」欄は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」にチェックしてください。

「請求される方」は「申立人」で、「証明を受ける方」は「本人」です。本人の氏名・生年月日・住所・本籍は、住民票および戸籍の表記どおりに正確に記載してください。

5 診断書、鑑定についての照会書及び本人情報シート

- 封筒の中に①「診断書をご準備ください」、②「『本人情報シート』の作成を依頼された福祉関係者の方へ」及び「本人情報シート」、③「^{しゅじい}主治医（または診断書を作成される医師）の方へ」、④「診断書（成年後見制度用）（両面印刷のもの）」、⑤「鑑定についての照会書」、⑥「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」という書類が入っています。

○ ①をご一読の上、②及び⑥の各書面をご本人の福祉関係者の方へ示して、記載を依頼してください。

○ 出来上がった②「本人情報シート」（写しをとっておいてください。）とともに③④⑤及び⑥の各書面を主治医等に渡して、

④「診断書」及び⑤「鑑定についての照会書」の作成を依頼してください。

○ 最終的に作成された④「診断書」、⑤「鑑定についての照会書」及び②のうちの「本人情報シート」の写しを、申立時に裁判所に提出してください。

※「本人情報シート」の準備が難しい場合には、同シートを添付することなく、診断書の作成を依頼したり、後見等開始の申立てを行うことは可能です。



6 本人の健康状態に関する資料（例：^{りょういく}療育手帳（愛の手帳）のコピー）

○ 本人の氏名と等級（障害の程度）が分かる部分をコピーしてください。

7 財産目録、相続財産目録（^{ざいさんもくろく}遺産分割未了の相続財産がある場合のみ）

および収支予定表

※財産目録及び収支予定表は、財産がない場合や不明な場合でも、その旨を財産目録等に記載の上、必ず提出してください。

○ 記入例が入っていますので、参考にしてください。

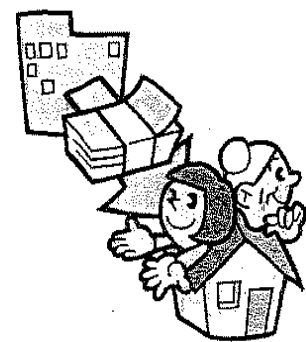
○ 申立人または本人の財産を管理されている方が、本人の財産や収支についてわかる範囲で記入してください。

○ 手書きする場合は、原本のコピーをお手元に必ず1部残して保管してください。

○ パソコンの表計算ソフトで財産目録を作成する場合は、データを消去せずに大切に保管し、その後適宜修正して提出できるようにしてください。

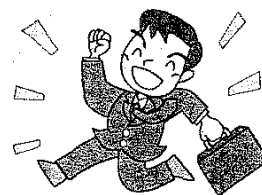
○ 用紙が不足する場合は、適宜用紙をコピーしてお使いください。

○ 収支予定表の「本人の定期的な収入」と「本人の定期的な支出」の欄は、今後1年間の収入・支出の見込み額を記入してください。



「本人の定期的な支出」の品目欄には、「生活費」，「療養費」，「住居費」，「税金」，「保険料」，「その他」の項目があらかじめ印刷されていますが，それ以外の支出についても，わかる範囲で品目欄に追加し，すべて書き加えてください。

金額を具体的に特定しにくい支出（たとえば，食費，^{ざっぴ}雑費，水道光熱費など）については，おおよその金額を「月額〇円」といった形で記していただければ結構です。



8 財産や収支を裏付ける資料^{うらつ}

財産目録に記した財産や収支について，次の裏付け資料を提出してください。

財産・収支	提出いただく資料
預貯金	通帳のコピー，証書のコピー ※ 通帳は，「表紙」，「支店名の記入のある中表紙」，最新のところまで記帳したうえで「過去1年分のページ」をコピーしてください。
株式等	残高証明書，証券のコピーなど
生命保険等	保険証券のコピーなど
土地，建物	不動産登記簿謄本（登記事項証明書）…法務局で発行 ※ 登記済権利証は不可 ※全部事項証明書原本をご提出ください。
負債	借金の残高や返済期間等が分かる資料のコピー
貸付金	契約書，返済予定表，その他の契約者・貸付金額・返済期間・残額等が分かる資料のコピー
本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産	預貯金残高証明書，不動産評価証明書，保険証券等の遺産の額が分かる資料のコピーなど
収入	年金の通知書のコピー，給与明細書，不動産賃貸契約書のコピーなど
支出	施設利用料（2，3か月分）・入院費等の領収書のコピー，健康保険料・介護保険料・固定資産税等の通知書等のコピー，家賃・地代の領収書のコピーなど



※ コピーは、A4の用紙を用いて、封筒の中の「コピーの取り方」を参考に、左側にとじしろとして3センチ程度の余白を残してください。

9 (本人の) 親族の意見書

- 家庭裁判所は、申立て内容や、成年後見人（保佐人、補助人）としてだれが適切かということについて、本人の親族の意見も参考にします。
- そこで、親族の皆様が申立てに賛成している場合、申立て時に親族の意見書を提出していただきますと、比較的速やかに審理を進めることができます。
- 親族の意見書でご意向を確認させていただきたい親族とは、本人が亡くなったときに相続人となる方々（「すいていそうそくにん推定相続人」と言います。）です。



〈推定相続人とは〉

- ① お子さんがいればお子さんが、お子さんがいなければ父母が、お子さんも父母もいなければ兄弟姉妹が相続人となります。
- ② 配偶者がいれば、配偶者は①の相続人とともに、常に相続人になります。

- 封筒内に「親族の意見書の記載例」と「親族の意見書」が入っていますので、必要な人数分コピーをとり、各親族（推定相続人）に渡して記入してもらってください。
 - ただし、上記の親族であっても、健康状態がすぐれないため意見書を書けないなど、意見書の提出が難しい親族には作成していただく必要はありません。この場合、意見書がもらえない理由を申立事情説明書に記載してください。
- ※ 意見の内容、有無にかかわらず、各親族（推定相続人）の氏名等は「申立事情説明書」の【申立ての事情について】の「3 本人の推定相続人について」欄に必ず記入してください。

10 申立てに必要な費用

① 収入印紙（登記手数料）

「2,600円」分（登記手数料，すべての場合に必要です。）

② 収入印紙（申立手数料）

☆後見開始の場合は「800円」分（申立手数料）

☆保佐開始・補助開始の場合 は「800円」分（申立手数料）のほかに、

「同意を要する行為の定め」や「代理権の付与」を求める場合，それぞれ別に

「800円」分（申立手数料）が必要になります。（例：「補助開始」「補助人

の同意を要する行為の定め」「代理権の付与」を申し立てる場合は、2,400円分（800円×3）の収入印紙が必要です。）。

☞ 郵便切手

☆後見開始の場合は3,470円分

（内訳：500円3枚，84円10枚，50円20枚，10円10枚，5円4枚，1円10枚）

☆保佐開始・補助開始の場合は4,500円分

（内訳：500円5枚，84円10枚，50円20枚，10円13枚，5円4枚，1円10枚）

○ 鑑定費用（「鑑定についての照会書」に医師が記入した金額）について

※ 本人の判断能力がどの程度あるのかを医学的に判定するための手続を鑑定と言います。申立時に提出していただく診断書とは別に、医師による鑑定を行うこともあります。その際には担当者から別途申立人あてにご連絡をします。

※ 医師が「裁判所に一任する」とチェックした場合は5万円程度が必要になります。

後見開始等の審判にあたり、職権で、手続費用の負担の裁判をすることになります。

審判の主文において「手続費用は本人の負担とする。」と記載があった場合は、その審判が確定した後に、選任された後見人等に対し、本人の財産の中から手続費用の償還を求めることができます。

【手続費用の例】☆申立手数料（800円（代理権，同意権の付与各800円追加））

☆後見登記手数料（2,600円）

☆送達・送付費用 ☆鑑定費用（実費（通常は裁判所に予納した金額））

申立ての取下げについて

重 要

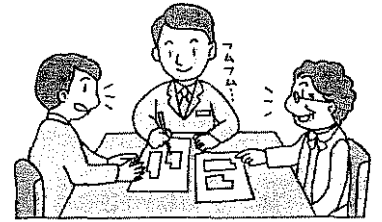
- 申立ての取下げをするには家庭裁判所の許可が必要となります。これは、公益性の見地からも、本人保護の見地からも、後見開始の審判をすべきであるにもかかわらず、申立ての取下げにより事件が終了してしまうことが相当ではない場合があるからです。たとえば、後見人等の選任に関する不満（候補者が後見人に選任されない、後見監督人が選任されるなど）を理由とした取下げは、許可されない場合に該当する可能性が高いと考えられます。



申立てをした後の手続の流れ

申立人，後見人等候補者の調査など

家庭裁判所の職員が，申立人，後見人等候補者にお会いして，事情などをうかがいます。



本人の調査など

成年後見制度では，本人の意思を尊重^{そんちよう}するため，家庭裁判所の担当者が直接本人にご意見などをお聞きすることがあります。本人調査の際は，本人に家庭裁判所にお越しいただくこととなりますが，入院等により外出が難しい場合は，家庭裁判所の担当者が入院先等に直接うかがうこともあります。

親族への意向照会^{いこうしょうかい}

本人の親族に対して，書面等により，申立ての内容や後見人等候補者を伝え，これらに関するご意向を確認する場合があります。

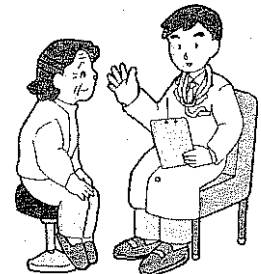
精神鑑定^{せいしんかんてい}

鑑定とは，本人の判断能力がどの程度あるのかを医学的に判定するための手続です。

申立て時に提出していただく診断書とは別に，原則として医師による鑑定が必要とされています。多くの場合，

本人の状態をよく把握している主治医に鑑定をお願いしていますので，申立ての準備で主治医に診断書を書いてもらう際に，封筒の中に入っている「主治医の方へ」を渡し，診断書とあわせて鑑定についての照会書にも記入してもらってください。

家庭裁判所は，申立てを受け付け，鑑定が必要であると認めた場合，申立人から鑑定費用（鑑定終了後に裁判所から鑑定医に支払います。）を家庭裁判所に納めていただいた後に，正式に医師に鑑定を依頼します。通常，家庭裁判所が医師に鑑定を依頼してから鑑定書が提出されるまで1～2か月程度かかっています。申立て後，直ちに鑑定を依頼できれば，それだけ後見開始などの審判が早くできることになります。

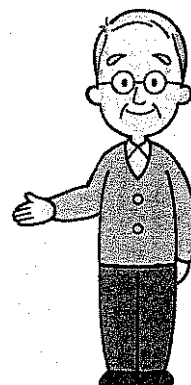


後見（保佐，補助）開始の審理・審判

鑑定や調査が終了した後，家庭裁判所は，後見（保佐，補助）開始の審判をし，あわせて成年後見人（保佐人，補助人）を選任します。保佐開始や補助開始の場合には，必要な同意（取消）権や代理権を定めます。

家庭裁判所は，成年後見人等を選任するにあたり，

- ① 本人の心身の状態や生活，財産の状況
- ② 後見人等候補者の生活状況
- ③ 後見人等候補者と本人との利害関係の有無
- ④ 本人の意見



などをふまえて，総合的な判断をして選任します。

なお，親族以外の専門職の第三者が成年後見人等にも選ばれます。

裁判所は，本人に高額な財産があったり，親族間で療養看護や財産管理の方針に大きな食い違いがあるような場合，原則として，弁護士，司法書士，社会福祉士など法律や福祉に関する第三者の専門家を成年後見人（保佐人，補助人）に選任しています。

後見の場合には，後見人による不正行為を未然に防止し，本人の財産が適切に管理・利用されるようにするための方法として後見制度支援信託や後見制度支援預貯金という仕組みが準備されており，これらの仕組みの利用を検討するために，第三者の専門家を後見人にも選任することもあります。

また，成年後見人（保佐人，補助人）の仕事^{かんとくにん}を監督する役目を持つ成年後見監督人（保佐監督人，補助監督人）を第三者の専門家から選任することもあります。

第三者の後見人等や後見監督人等に対する報酬は，家庭裁判所が公正な立場から金額を決定したうえで，本人の財産から支払うこととなります。第三者の後見人等により，本人の財産が安全かつ適正に管理され，また，親族間の紛争が未然に防止された事例はたくさんあります。第三者の後見人等に対する報酬はそのために必要な費用であることを，ぜひご理解ください。

後見（保佐，補助）開始の^{しんぱんかくてい}審判^{とうき}確定と登記

審判書が成年後見人（保佐人，補助人）等に届いてから2週間以内に、^{ふふくもうした}不服申立てがされない場合は，後見（保佐，補助）開始審判の法的な効力が確定します。



その後，家庭裁判所が，東京法務局に審判の内容を登記してもらうよう依頼します。成年後見人（保佐人，補助人）の仕事を行うにあたっては，成年後見人等として選任されていることの登記事項証明書が必要になる場合があります。



これまで，各種の法律において，後見制度又は保佐制度を利用することにより一定の資格や職業を失ったり，営業許可等が取得できなかつたりするなどの権利制限に関する規定が定められていました。令和元年6月7日に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により，上記の権利制限に関する規定の大部分が削除され，今後は各資格・職種・営業許可等に必要な能力の有無を個別的，実質的に審査し，判断されることとなります。

成年後見人（保佐人， 補助人）になったら何をすればよいか

仕事の始まり（就任後の財産目録・後見事務計画書の作成）

- 成年後見人（保佐人， 補助人）は，選任の審判が確定した時点で，その職務に就任します。
- 成年後見人は，就任してからおおむね1か月以内に財産目録と後見事務計画書を作り，家庭裁判所に提出するとともに，年間収支の予定を立てなければなりません。

就任してから財産目録を作成するまでの間は，成年後見人は，急迫の必要のある行為のみを行うことができます（民法854条）。ただし，財産目録の作成に必要な調査は当然行うことができます。



- 家庭裁判所は，保佐人や補助人の方にも財産目録，事務計画書の作成・提出を求めています。
- 申立人が成年後見人等に選任される場合，申立て時と選任後に財産目録を提出していただくことになります。申立て時に提出していただく財産目録は後見等開始の審理のためのものであるのに対し，選任後の提出は法律で定められた後見人の義務であり，家庭裁判所が後見人等を監督するための資料となるものですから，お手数ですが，必ず提出してください。

申立て時に作成した財産目録のコピーを保存しておくとし，選任後，それをもとにしてそれほど苦労なく財産目録を作ることができます。

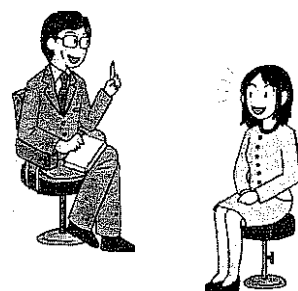
- この後も，一定期間毎（通常は1年）に，裁判所の監督（後見事務報告書や財産目録，資料の提出等）を受けることになります。



成年後見人（保佐人，補助人）の主な仕事

成年後見人，保佐人，補助人に共通すること

- 成年後見人（保佐人，補助人）は，申立てのきっかけになったこと（たとえば，保険金の受取りや預貯金の引き出し，遺産分割協議など）が終わった後も，本人を法的に保護しなければなりません。
- 本人の意思を尊重し，かつ，本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら，財産管理などの事務を行ってください。
- 本人を保護することが成年後見人（保佐人，補助人）の仕事ですので，成年後見人（保佐人，補助人）は，本人の利益に反して本人の財産を処分（売却や贈与など）してはなりません。
- 成年後見人（保佐人，補助人）は，家庭裁判所から求められたときに，財産管理などの事務の状況を報告しなければなりません。



成年後見人の主な仕事

- 成年後見人は，本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり，預貯金に関する取引，必要な費用の支払等の財産管理と，医療や介護に関する契約等の身上保護について，本人を代理して事務や契約を行うこととなります。
- また，成年後見人は，本人が行った契約などを取り消すことができます。

保佐人の主な仕事

- 保佐人の仕事は，本人の預貯金の払戻し，不動産の売買，金銭の借入れ等，財産に関する重要な行為を行う際に同意することや，本人が保佐人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。
- また，審判で認められたことについて本人の代理をすることができます。

補助人の主な仕事

- 補助人の主な仕事は、審判で認められたことについて、本人に同意を与えたり、本人が、補助人の同意を得ないでした行為を取り消すことです。
- また、審判で認められたことについて本人の代理をすることができます。

財産管理を行う上で

成年後見人（保佐人、補助人）が本人の財産管理を行うときには、特に以下の点にご注意ください。

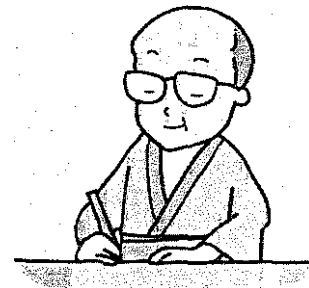


預貯金口座の名義に注意してください

- 本人の財産を預貯金等で管理する場合は、本人名義とするか、あるいは、「甲野花子の成年後見人甲野夏男」名義などとしてください。成年後見人等の個人の名義の口座で管理すると本人と後見人等の財産の見分けがつかなくなってしまいます。絶対にしないでください。

収支の管理の工夫

- 成年後見人（保佐人、補助人）は、家庭裁判所から求められたときに、財産管理などの事務の状況を報告しなければなりません。そのときに困らないよう、日ごろから金銭出納帳きんせんすいとうちょうをつけるなどして収支しゅうしを記録し、また、高額な領収書りょうしゅうしょなどはきちんと保管しておいてください。



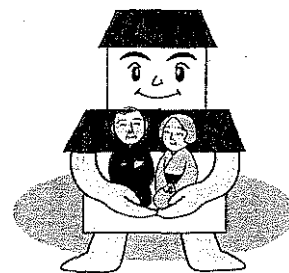
その他注意していただきたいこと

- 本人の利益に反して、本人の財産を処分（売却、贈与、貸付け等）してはなりません。また、株への投資とうしなどの投機的運用とうきてきうんようは避けてください。

事前に家庭裁判所の許可が必要な事務

きょじゅうようふどうさんしょぶん 居住用不動産処分の許可

本人が居住するための建物または敷地（^{しきち}現在住んでいる場合だけでなく、現在生活している施設等を出たときに住むべきものも含まれます。）について、売却、^{ちんたいしゅく}賃貸借、^{ていとうけん}抵当権の設定等をする場合は、事前に「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。



とくべつだいりにん りんじほさにん りんじほじょにん 特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立て

本人と成年後見人等の利益が相反する場合（^{りえきそうはんこうい}利益相反行為と言います。）は事前に「特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任の申立て」が必要です。



〈利益相反行為とは〉

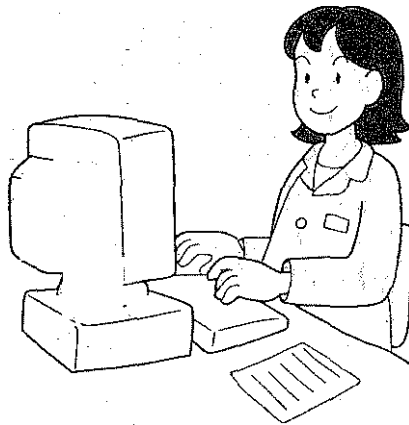
たとえば、本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合（本人と成年後見人等がきょうだいで、亡くなった親についての遺産分割協議をする場合など）や、成年後見人等が本人名義の不動産を買い取る場合などです。

成年後見人等の費用と報酬

- 後見（保佐，補助）事務を行うために必要な費用は、成年後見人等が本人の財産から支出します。
- 成年後見人等は、家庭裁判所に^{ほうしゅうふよ}報酬付与の審判を申し立てて認められれば、本人の財産から審判で決められた報酬を受け取ることができます。家庭裁判所は、報酬額を決める際に、成年後見人等が行った仕事の内容、本人の資力などを考慮します。報酬付与の審判は第三者に限らず、親族が成年後見人等である場合も申し立てることができます。家庭裁判所の報酬付与が認められない段階で、勝手に報酬を差し引かないよう注意してください。

後見（保佐，補助）監督とは

- 後見（保佐，補助）監督とは，成年後見人（保佐人，補助人）の事務が円滑に正しく行われるよう，家庭裁判所または後見（保佐，補助）監督人が定期的に成年後見人等から後見等事務の報告を受け，事務に問題がないかを確認し，問題がある場合には改善を求めることです。
- 成年後見人等が本人の財産をみずからのためにつかうなど不正な行為をしたときは，家庭裁判所が成年後見人等を解任することがあります。また，本人の財産に^{そんがい}損害を与えた成年後見人等は，その損害を^{ばいしょう}賠償しなければなりません。悪質な^{ふせいこうい}不正行為があった場合には，^{ぎょうむじょうおうりょう}業務上横領等の^{けいじせきにん}刑事責任を問われることもあります。



成年後見人（保佐人， 補助人）の仕事が終わるとき

本人が死亡したとき

- 本人が死亡したときには，成年後見人（保佐人， 補助人）の仕事が終わります。
- このとき，成年後見人等は，本人が死亡してから2か月以内に管理していた財産の収支を計算し，その現状を家庭裁判所に報告し，管理していた財産を本人の相続人に引き継がなければなりません。
- ※ 後見等の申立ての直接のきっかけとなった遺産分割や保険金の受領等が完了しても，それで後見人の仕事が終わるのではなく，本人が死亡するか，ご病気から回復するまで続きます。

後見人等の^{じにん}辞任

- 病気などやむを得ない事情があり，成年後見人（保佐人， 補助人）が事務を続けるのが困難になった場合は，家庭裁判所の許可を得て辞任することができます。その際，成年後見人（保佐人， 補助人）辞任許可の申立てが必要です。
- 辞任が許可され，新たな成年後見人等が選任された場合は，新たな成年後見人等に引継ぎを行うこととなります。

